

こども未来局

資 料 編

I こども未来局の沿革

年月日	沿革	組織の変遷等
令 2. 4. 1	大明丘第三、清水第四、東昌、中山第六児童クラブ開設 すこやか子育て交流館子育て支援員を2名増 子育て世代包括支援センター2か所（中央・南部） の母子保健支援員を各1名追加で配置 子育て世代包括支援センター5か所に発達支援専門員を7名配置	機構改革 こども未来局新設 健康福祉局所管からこども未来局所管となる こども政策課 保育幼稚園課 母子保健課 こども福祉課 こども支援室を新設 保育幼稚園課の総務係と施設係を再編し、 企画係、給付指導係、利用調整係を設置
5. 1	春山第四児童クラブ開設	
3. 4. 1	武岡第四、広木第三、八幡第三、和田第四、和田第五、福平第四児童クラブ開設	
5. 1	桜丘東第三児童クラブ開設	
6. 1	原良第四児童クラブ開設	
4. 4. 1	草牟田第四、西紫原第四、伊敷第三、西伊敷第三児童クラブ開設	こども支援室を廃止し、こども家庭支援センターを新設し、企画係、相談支援係を設置
4. 10. 4		待機児童緊急対策室を新設
5. 4. 1	福平第五児童クラブ開設	

II こども未来局関係施設一覧 (令和5年4月1日現在)

【児童福祉関係】

- 1 助産施設 (児童福祉法第 36 条) (2 施設)
- 2 乳児院 (児童福祉法第 37 条) (2 施設)
- 3 保育所 (児童福祉法第 39 条) (119 施設)
- 4 認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項) (62 施設)
- 5 へき地保育所 (国のへき地保育所設置要綱) (1 施設)
- 6 児童厚生施設 児童館 (児童福祉法第 40 条) (3 施設)
- 7 児童養護施設 (児童福祉法第 41 条) (5 施設)
- 8 児童心理治療施設 (児童福祉法第 43 条の 2) (1 施設)
- 9 母子福祉センター (母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条) (1 施設)
- 10 婦人保護施設 (売春防止法第 36 条) (1 施設)
- 11 児童クラブ (放課後児童健全育成事業・放課後児童健全育成補助事業・児童福祉法第 34 条の 8) (215 施設)
- 12 子育て支援施設 (5 施設)
- 13 ファミリー・サポート・センター (1 施設)
- 14 結婚相談所 (1 施設)
- 15 幼稚園 (学校教育法第 22 条) (23 施設)
- 16 保健福祉関係団体施設及び相談所 (5 施設)
- 17 保育所・幼稚園関係団体 (2 団体)